

## 労働紛争の解決システムに関する 日独法比較（解題）

和田 肇

ここに掲載させていただく原稿は、2007年7月7日（土）と8日（日）に、名古屋大学で開催された「労働紛争の解決システムに関する日独比較法研究」で報告されたドイツ側レポートの邦訳である。

このシンポジウムは、2005年度から実施されている科学研究費・学術創成研究費「国際的ビジネス紛争の法的解決の実効性を高めるための新たなフレームワークの構築」（研究代表者・河野正憲名古屋大学教授）（同プロジェクトの全体の内容や研究成果については <http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ncli/> を参照）のサテライト研究として和田が行っている「国際労働関係紛争の解決システム」の一環として開催されたものである。この両日には、日本側からも、研究者と実務家による労働紛争解決システム、労働審判制度の導入の経緯、労働審判制度の経験等についての報告が行われている。また、同年7月21日（土）には、同じく私が主催しているサテライト研究の一環として「国際労働紛争の法的課題」というシンポジウムも開催している。これらについても今後適宜公表していく予定である。

周知のように2006年4月から日本でも新たな労働裁判システムである労働審判制度が開始された。これは裁判制度としても、また労働紛争解決システムとしても、従来の制度にはない特徴を有している。たとえば裁判制度としては、同じ概念を用いているが家事審判や民事調停とは異なっているし、非職業裁判官（労働審判員）を審判手続に関与させる参審制を採用している。また、対象は個別労働関係に関する論説民事紛争

## 〈2〉 労働紛争の解決システムに関する日独法比較（和田、山川、金井）

である点で個別労働関係紛争解決促進制度と同じであるが、後者が行政機関（労働局）によるものであるのに対して、労働審判制度は司法機関による紛争解決制度である。日本で初めての裁判制度として多方面から注目されている。

こうした制度を導入するに際しては、参審制をとる労働裁判制度（労働裁判所、労働審判所等）を採用している外国の制度が参考にされた。その中でも特に強い影響を受けたのは、ドイツの労働裁判所制度である。もちろん両者には多くの共通点があるとともに、異なっている部分も多くある。そこで実務的には、ドイツの制度から何を学ぶのかという視点が重要となるし、比較法研究としては、両制度の歴史的背景、哲学、仕組みの異同等が関心を呼ぶ。本シンポジウムはこうした目的で開催されたものである。

ドイツ側報告者の紹介をしておきたい。

その1人であるウルリッヒ・ツァヒャルト（Ulrich Zachert）は、現在ハンブルク大学経済社会学部（旧ハンブルク経済政治大学）の教授で、連邦労働裁判所の名誉裁判官も務めている。来日経験も何回かあり、日本の労働法研究者にも知己が多い。スペイン、フランス、アメリカの大学での在外研究・客員教授の経験もあり、ドイツの労働法教授では珍しい国際派の研究者の1人である。研究では、労働協約法等の分野での業績が多い。以上の詳細については、[http://www.hwp-hamburg.de/fach/fg\\_jura/dozentinnen/zachert.htm](http://www.hwp-hamburg.de/fach/fg_jura/dozentinnen/zachert.htm) を参照されたい。

もう1人の報告者であるペーター・シュタイン（Peter Stein）は、ハンブルク労働裁判所の判事である。約25年間ほぼ一貫して労働裁判官として勤務している、労働裁判のプロである。ハンブルク大学での非常勤講師を務めたり、Der Betrieb, Betriebsberater, Arbeit und Recht, Kritische Justiz 等の法律雑誌で多くの研究論文も執筆している。